ない」と説明。「人手不足を解消しないといけないという声は多いが、財源にも一定の規模が必要。それを真正面から議論していく」と話した。 来年度の介護報酬改定で手を打つかどうかは、「現時点では分からない部分もあるが、来年度の『骨太の方針』にはしっかりとアプローチしていく」と述べた。

サ高住の「囲い込み」防止へ 対策を 登録基準の厳格化も 厚労省、自治体に要請

介護保険最新情報
今回の内容 Vol.603
サ高住の「囲い込み」防止へ対策を

サービス付き高齢者向け住宅を運営する事業者が、自社の訪問介護やデイサービスなどを入居者に多く使わせる「囲い込み」ーー。その解消につなげようと、厚生労働省と国土交通省は対策の強化を促す通知を28日に発出した。介護保険最新情報のVol.603で周知している。

通知で重視すべきポイントにあげたのは、

- 入居者が必要とする在宅サービスを提供 できる事業所が地域に存在していること
- 近隣のサービスの情報を広く提供し特定の

事業所に利用を限定しないなど、入居者の選択の自由が確保されていることの2つ。

サ高住の開設を後押しする前提として、これらを事業者に求めてはどうかという。整備費の補助金を出す要件に、地元の市町村の意見を前もって聴取することが昨年度から加えられていることを改めて紹介し、その仕組みを有効に活用するよう呼びかけている。

介護の技能実習生、就労から 半年後に人員基準の算定対 象へ 厚労省方針

厚生労働省は6日の審議会の会合で、今年の11月から介護の現場に受け入れられるようになる外国人の技能実習生について、介護報酬のルールでどのように扱うか明らかにした。訪日後の2ヵ月間の研修を済ませた後、働き始めてから6ヵ月が過ぎれば人員配置基準の対象としてカウントするのを認めると説明。日本語能力試験の「N2」以上を取っている人は例外で、研修を終えればすぐにカウントできるとした。近く通知を出して明確化する方針だ。

介護ビジネス研究会のご案内

介護事業経営特別セミナー

テーマ『激変の平成30年介護報酬改定の最新情報と対策』

日 時:11月2日(木) 13:30~16:30(受付13:00~)

会 場:じゅうろくプラザ5階 中会議室① 岐阜市橋本町1-10-11

参加費:無料(1事業者何名様でもご参加できます)

ご参加希望の方は下記TEL又はFAXにてお申込みください。

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会

〒501-3246 関市緑ヶ丘2-5-78

TEL: 0120-337-301 FAX: 0575-24-5733

http://www.nodakensetsu.co.jp

mail:ozawa@nodakensetsu.co.jp

※尚、今後このようなご案内が不要な場合は、右の欄にチェックを入れて FAX:0575-24-5733迄ご返信をお願い致します。

案内 不要

担当:小澤

お問合せは